

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	市民課	
	施策No.	3	施策名	人権の尊重	重点施策		施策主管課長名	佐多 一郎	
施策関係課名	総務課、企画政策課、市民課、長寿・障害福祉課、子育て支援課、社会教育課、学校教育課								
<b>1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針</b> 学校、家庭、地域社会、企業・団体等、あらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権教育・啓発を推進する。									
<b>2 施策の目的と成果把握</b>									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市民						
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	125,447	
B			見込み値						
			実績値						
C			見込み値						
			実績値						
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			人権が尊重されている						
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)									
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人権侵害を受けた市民の割合	%	成り行き値	14.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
			目標値	11.5	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
			実績値	6.8	5.3	6.7	5.5	4.8	
			達成率	141%	124%	104%	121%	131%	
			結果	◎	◎	○	◎	◎	
B	人権侵犯事件数	件	成り行き値		100	100	100	100	100
			目標値		75	74	73	71	70
			実績値		105	89	104	38	
			達成率		60%	80%	58%	146%	
			結果		△	△	△	◎	
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
A 人権侵害を受けた市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 B 人権侵犯事件数 ※鹿児島地方方法務局霧島支局管内受付人権侵犯事件数				A 「人権侵害を受けた市民の割合」については、ここ数年は減少傾向にあるが、複雑多様化する人権問題などが今後増加することも懸念されることから、「効果的な人権教育・啓発の推進」、「相談機関やその活動の周知広報」などについて、これまで以上に取り組むことにより、概ね現状維持に努める。					
				B 「人権侵犯事件数」については、複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応するため、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働を更に強化することで、今後も目標達成を継続できるように努める。					
				C					
				D					
				E					
				F					

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- 市全域であらゆる差別をなくするため、本市が実施する講座等の周知広報を行い、更なる人権意識の高揚を図る必要がある。
- 人権に関する様々な問題について、気軽に相談できる環境を構築するため、広報誌、窓口、街頭、講演会等で、相談機関に関する情報を提供する必要がある。
- 企業における人権擁護を促進するため、各種人権講座の活用を呼びかける必要がある。
- 複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応するため、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■国 人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。</li> <li>■県・市 ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。</li> <li>・虐待被害者に対する相談対応を行い、必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民 ・人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める。(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)</li> <li>・平成22年8月、市民の自主的な活動を基に、あらゆる人権問題解決のための啓発活動などを行うとともに、行政の人権施策に協力し、差別のないすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現に資することを目的として「人権を守る会かごしま」が設立され、毎年「人権フェスティバル」が開催されている。</li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年4月1日施行されたことに伴い、霧島市では平成19年4月1日から霧島市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して児童虐待防止に努めている。また、平成28年6月3日にも同法律が改正され、しつけを名目とした児童虐待の防止に関する条文が明記され施行された。
- 平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の早期発見と地方公共団体の責務を定め更に民間団体等との連携のための体制強化に取り組むこととしている。また、関係法令として「障害者虐待防止法」が平成23年6月に成立し平成24年10月1日から施行される。
- 平成23年4月1日、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更がなされ、北朝鮮当局による拉致問題等の事項が加えられた。
- 平成24年4月1日、「霧島市男女共同参画推進条例」を施行した。
- 平成25年9月28日の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成26年4月1日から「霧島市いじめ問題対策委員会設置条例」が施行された。
- 平成28年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。今後、講演会、研修会等を通じてこの法律の普及・啓発に努めていく。
- 平成28年6月3日、「本那外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。今後、講演会、研修会等を通じてこの法律の普及・啓発に努めていく。
- 平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。今後、講演会、研修会等を通じてこの法律の普及・啓発に努めていく。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

- 国に対して、人権擁護団体から人権擁護法案の制定が提案されている。
- 平成23年7月議会において、「北朝鮮による拉致被害者の早期救出と特定失踪者の真相究明を求める意見書」が採択され、国に意見書を提出。
- 霧島市じんけん啓発推進まちづくり会議において「毎年、同じような問題に取り組んでいるが、そこから見えてくる課題についてどういう取り組みをすればいいか明確にして成果をあげてほしい」との要望があった。
- 議会の一般質問において「人権条例を制定する考えはないか」との質問があった。

**5 施策の現状**

① 平成28年度施策の取組方針	② 平成28年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■「同和問題をはじめとする様々な人権問題」を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。(子どもの人権問題・同和問題など)</li> <li>■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切な対応を行う。</li> <li>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</li> <li>■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■①子どもの人権問題をテーマに、霧島市じんけんフェスタを牧園地区で開催し、約440人の参加があり、アンケート調査で96%の方が「人権に関する理解が深まったと思う」と回答した。</li> <li>■②同和問題について部落解放第12回霧島市研究集会を隼人農村環境改善センターで開催し、273人の参加があり、アンケートに回答した44%の方が初参加の方で、99.3%の方が「人権に関する理解が深まった」と回答した。</li> <li>■人権フェスタのプログラムの裏に人権相談窓口の情報を掲載するなど様々な機会を利用して相談窓口の情報提供に努めた。</li> <li>■人権出前講座の広報チラシを企業等へ配布をし、要望に応じ人権出前講座を実施した。</li> <li>■各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施したほか、写真パネル展やFMきりしま等報道機関を活用した広報活動を行った。</li> </ul>

③ 平成28年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成28年度施策の成果指標の達成状況及び要因	
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A 人権侵害を受けた市民の割合の実績値は、平成27年度に比べ0.7ポイント減少し、平成28年度目標を達成することができた。その要因は地道な広報啓発活動が少しずつであるが、浸透してきたものと考えられる。 B 人権侵犯事件数の実績値は、平成27年度に比べ66件減少した。その要因として、特設人権相談所の開設時の人権相談等の霧島人権擁護委員協議会の活動が、事件発展の未然防止になり、事件数の減少に繋がっている。 (霧島支局管内人権相談件数 平成27年度・・・994件⇒平成28年度・・・1,236件)	
平成28年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	7.0	4.8	131.0%
B	71	38	146.0%
C			
D			
E			
F			
⑤ 基本事業の目標達成度 (平成28年度目標と実績との比較)		① 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○
		② 人権侵害被害者の救済	×
		③	
		④	
		⑤	
		⑥	
		⑦	
		⑧	

6 平成29年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成30年度に向けた施策の課題・方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>■「同和問題をはじめとする様々な人権問題」を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。(女性の人権問題・高齢者の人権問題・障害のある人の人権問題・外国人の人権問題など)</li> <li>■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切な対応を行う。</li> <li>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</li> <li>■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「同和問題をはじめとする様々な人権問題」を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。(女性の人権問題・高齢者の人権問題・障害のある人の人権問題・外国人の人権問題など)</li> <li>■人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し適切な対応を行う。</li> <li>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</li> <li>■北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。</li> </ul>

基本事業No.	6-3-1	基本事業名	人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	市民課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針					
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）					
人権教育・啓発の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、講演会、講座、研修会及び各種啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが、あらゆる場において人権の大切さを認識するとともに、お互いの存在や違いを尊重し、豊かさとして認め合う人権尊重のまちを築く。					
②対象	市民	③意図	人権について知ることができる		

2 基本事業の指標等の推移		◎ 目標達成(105%以上)		○ 目標をほぼ達成(95%~105%未満)					△ 目標を未達成(95%未満)	
①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	市が開催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数	人	人権まちづくり会議	成り行き値	3,800	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
				目標値	4,400	9,600	9,700	9,800	9,900	10,000
				実績値	9,779	8,878	10,873	10,679	11,800	
				達成率	222%	92%	112%	109%	119%	
				結果	◎	△	◎	◎	◎	
B	人権に関する学習会や講演会等に参加した市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
				目標値	15.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
				実績値	10.9	9.4	10.4	10.0	10.4	
				達成率	73%	85%	95%	91%	95%	
				結果	△	△	○	△	○	

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠	
A 人権教育・啓発の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき講演会・講座・研修会及び各種啓発事業を積極的に推進し、今後さらに新たな市民の参加に結びつくような企画・啓発を図ることにより、概ね現状維持に努めることとした。	

4 平成28年度基本事業の取組方針	5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況
<p>■①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を發揮できるような啓発等を推進するため各担当課が行う講座等を引き続き行う。</p> <p>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</p> <p>■県の委託事業のほかに、市独自の「人権の花」運動の展開を行う。</p> <p>■「特定失踪者に関する庁内連絡会」を中心に、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施し、FMきりしま等報道機関を活用した広報活動を行う。</p>	<p>■①人権教育啓発推進者養成講座(8回シリーズ)を開催し、延べ114人が参加した。</p> <p>①市職員に対し、「人権同和問題職員研修」を7月と11月に開催し、職員213人が受講した。</p> <p>②子どもの人権(いじめ)問題をテーマに、霧島市じんけんフェスタを牧園地区で開催し、約440人の参加があった。</p> <p>③各担当課が企業・学校・家庭教育学級・地区公民館等様々な現場で人権教育・啓発活動を行い、延べ約11,800人が参加した(人権まちづくり会議)。</p> <p>■人権出前講座の広報チラシを企業等へ配布をし、講座の利用促進を図った。</p> <p>■県の委託事業の指定校(竹子・天降川小学校)と市の独自事業の指定校(持松・日当山・横川・大田小学校)合わせて6校で「人権の花運動」を実施した。</p> <p>■霧島国分夏まつりや初午祭の会場で署名・募金活動を実施した。また12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて、市職員朝礼の場で、特定失踪者田中正道さんの妹で霧島市在住の村岡郁世さんに救済活動への支援・協力を直接呼びかけていただいたほか、パネル展示やFMきりしま等報道機関を活用して市民に対する広報・啓発を行った。</p>

6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因	
<p>A 市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数は、平成27年度に比べ1,121人増加し、平成27年度に引き続き、目標値を大きく超え、達成することができた。その要因は、各担当課において積極的な啓発活動を行ったことがあげられる。特に市民課が実施する人権の花運動の実施校については平成27年度に比べて大規模校が多かった。</p> <p>平成27年度人権の花運動開催校・・・6校、児童教員計1,093人(開会式参加者)</p> <p>平成28年度人権の花運動開催校・・・6校、児童教員計1,934人(開会式参加者)</p> <p>B 人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合は、平成27年度に比べ0.4ポイント増加したが、平成28年度目標を達成することができなかった。まだまだ新たな参加者の掘り起しを行うための啓発活動は不足していると考ええる。</p>	

7 平成29年度基本事業の取組方針	8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性
<p>■①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を發揮できるような啓発等を推進するため各担当課が行う講座等を引き続き行う。</p> <p>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</p> <p>■県の委託事業のほかに、市独自の「人権の花」運動の展開を行う。</p> <p>■「特定失踪者に関する庁内連絡会」を中心に、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施し、FMきりしま等報道機関を活用した広報活動を行う。</p>	<p>■①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を發揮できるような啓発等を推進するため各担当課が行う講座等を引き続き行う。</p> <p>■企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。</p> <p>■県の委託事業のほかに、市独自の「人権の花」運動の展開を行う。</p> <p>■「特定失踪者に関する庁内連絡会」を中心に、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施し、FMきりしま等報道機関を活用した広報活動を行う。</p>

基本事業No.	6-3-2	基本事業名	人権侵害被害者の救済	基本事業 主担当課	市民課
---------	-------	-------	------------	--------------	-----

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>					
複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応できるように、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働して、人権侵害被害者の救済に取り組む。また、市民が気軽に相談できるように、相談機関やその活動内容等について周知広報を図り、積極的な情報提供に努める。					
<b>②対象</b>	人権侵害被害者		<b>③意図</b>	人権被害が解消される	

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				A	人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合	%	市民意識調査	成り行き値	33.0
				目標値	25.0	24.0	23.0	22.0	21.0
				実績値	23.9	28.6	17.9	24.6	39.0
				達成率	104%	81%	122%	88%	14%
				結果	○	△	◎	△	△

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 複雑多様化する様々な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国、県の関係機関や人権擁護委員等と連携、協働して人権侵害被害者の救済に取り組むことにより、現状値より1%/年の成果向上を目指すこととした。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**

- 複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
- 様々な機会を捉えて、人権擁護推進員制度の周知を図る。
- 人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図る。
- 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する周知を図る。
- 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。

**5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 人権擁護委員の資質向上のための研修会への企画・参加等、活動の支援を行った。
- 人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合は、増加傾向にある。人権侵害被害者を一人でも多く救済できるよう、更には人権擁護推進員制度など相談機関の周知を図っていきたい。
- 特設人権相談所を年間44回開設し、開設にあたって、相談体制充実のサポートをした。
- 人権フェスタのプログラムの裏に人権相談窓口の情報を掲載するなど様々な機会を利用して相談窓口の周知を図った。
- 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施し、FMきりしま等報道機関を活用した広報活動を行った。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合は、平成27年度に比べ14.4ポイント増加し、目標値を達成することができなかった。相談機関やその活動内容等に関する情報提供は継続して行ってきたが、まだまだ全市的に浸透していないことがその要因のひとつとして考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**

- 複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
- 様々な機会を捉えて、人権擁護推進員制度の周知を図る。
- 人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図る。
- 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する情報提供を行う。
- 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。

**8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- 複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
- 様々な機会を捉えて、人権擁護推進員制度の周知を図る。
- 人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図る。
- 人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する情報提供を行う。
- 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。